



2022年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ピ リ ッ ツ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 和 田 順 児  
(コード番号：4174 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 C F O 永 山 亨  
(TEL 03-6690-9870)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月28日、会社法第370条及び当社定款第25条第2項（取締役会の決議に替わる書面決議）の規定による決議によって、2022年4月26日開催予定の第22回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

(1) 当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条について変更を行うものであります。

なお、変更案第12条第2項の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、本総会終結の時に発生するものといたします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 7. (条文省略) (新 設)</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>コールセンター業務の受託</u></p> <p>9. (現行どおり)</p>
<p>第 12 条 (株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 12 条 (株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第 18 条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 18 条</u> (電子提供措置等)</p> <p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 4 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 4 月 26 日 (予定)

以 上